

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業

うきは市では10万円を現金で支給します!

来年春卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスにご活用ください。

令和3年12月から支給対象者の皆様に「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)支給事前通知」による受給確認を行い、給付金の支給を開始しています。

先行給付につきましては10万円の内、5万円についての支給を行っていますが、残り5万円 については準備が出来次第支給を開始する予定です。

また、支給にあたっては、申請が『必要な場合』があります。今回は申請が必要な方について のご説明をいたします。

対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

支給対象者

支給対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方(所得の高い方)に対し 支給されます。(児童手当受給者、もしくはそれに準ずる対象者)

■申請が必要な方(「支給事前通知」が届いていない方)

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員(新生児も含む)
- ・令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)のみを 養育する方(別居での養育を行っている方も含みます)

■申請期限 令和4年2月28日(月)

(2/14~3/31に出生した新生児は、出生日から15日以内に申請してください。)

※支給事前通知、支給決定通知、申請勧奨通知等がお手元に届かない方は 下記お問い合わせ先までご確認ください。

申請書はうきは市ホームページもしくは下記にて入手ください。

●問合せ・申請書配布場所 うきは市福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961 〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地





低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分) のご案内



申請忘れはありませんか

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。申請期間は令和4年2月28日までです。申請していない方はお早めに下記窓口へお越しください。詳しくは広報うきは令和3年7月1日号及びうきは市HPをご覧ください。

■対象者:平成15年4月2日(障がい児の場合平成13年4月2日)以降令和4年2月28日までに 出生した児童を養育している方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、 収入が住民税均等割非課税の方と同じ水準になっている方

●申請窓口うきは市福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961